

令和5年度 第1回あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議

- 1 期日 令和5年9月1日（金）
- 2 委員 あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員15人
（福祉関係者3人、保健医療関係者2人、法律関係者1人、地域コミュニティ関係者1人、人権擁護関係者1人、関係機関の職員6人、市職員1人）
- 3 議事
 - （1）令和5年度高齢者虐待防止事業について
 - （2）令和4年度事業報告及び令和4年度、令和5年度通報状況について
 - （3）高齢者虐待の事例報告について

令和 5 年度 高齢者虐待防止への取組について

市では、関係機関との連携強化や虐待対応能力の向上などに取り組み、高齢者虐待の早期発見や対応、防止を図ります。

【取組 1】 地域包括支援センターとの連携強化

地域包括支援センターでは、24 時間体制で虐待通報を受け付けています。虐待通報が増えている中で、虐待発生時における市と地域包括支援センターの対応を適切に実施するため、定期的な連絡会を通じて連携強化を図っていきます。

【取組 2】 高齢福祉関係者の権利擁護に関する理解促進

年 1 回、高齢福祉関係者を対象とした研修会を実施し、高齢者の権利擁護に関する理解促進に取り組みます。

<研修内容>

令和 3 年度 サービス提供場面での権利侵害について

令和 4 年度 消費生活トラブルを防ぐために

令和 5 年度 高齢者虐待について（予定）

【取組 3】 市や地域包括支援センターの虐待対応能力の向上

東京都が行う高齢者虐待防止研修を受講するだけでなく、実際に対応に苦慮している困難事例について、高齢者権利擁護支援センターの専門相談（電話相談・事例検討スーパーバイズ）を利用し、専門的助言による虐待対応能力の向上に取り組みます。

【取組 4】 「高齢者虐待」についての周知・啓発

「虐待とはどのようなことか」について周知・啓発を図るとともに、虐待を受けた時や虐待されているのを見たり聞いたりしたときの相談や通報の窓口など、地域包括支援センターや市の支援体制について周知・啓発を図っていきます。

また、他自治体のように 3 虐待（児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待）としての周知啓発が可能かどうか、各担当者の意見を聞きます。

令和4年度事業報告について

1 高齢者虐待と捉えた件数について

[単位：人]

	令和4年度				R3	R2	R1	H30	H29	
	東部はつらつ	中部はつらつ	五日市はつらつ	合計						
通報のあった人数	6	9	12	27	29	29	17	16	18	
虐待と捉えた人数	0	2	7	9	16	15	11	9	10	
虐待種別	身体的虐待	0	1	6	7	5	2	4	5	
	心理的虐待	0	0	3	3	6	5	3	3	
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経済的虐待	0	0	1	1	5	5	7	4	4
	放棄・放任	0	1	4	5	5	5	5	2	5

2 権利擁護事業の実施について

(1) 権利擁護研修（市民向け）

「終活」のはじめ方

開催日 令和4年9月22日

参加人数 20人

(2) 権利擁護講座（対象：高齢者福祉関係者）

「高齢者の消費者生活トラブル早期発見のために」

開催日 令和4年12月8日

参加者数 22人

3 その他

(1) 高齢者権利擁護支援センター専門相談を活用し、虐待対応能力の向上を図った。

令和5年3月10日（金）市と3センターと合同でスーパーバイズを受けた。

(2) 高齢者虐待防止窓口のPR記事を市広報、令和5年3月1日号に掲載

4 高齢者虐待事案通報について

警察において、高齢者虐待事案を認知した場合は速やかに市町村へ通報することになっている。

[単位：人]

	R4	R3	R2	R1	H30	H29
身体的	5	3	6	4	1	1
心理的	1	1	2	1	0	2
身体・心理	0	2	2	0	1	0
経済的	0	0	0	0	0	1
怠り	0	0	1	0	0	0
合計	6	6	13	5	3	4
東部	1	1	6	1	1	0
中部	3	3	4	2	1	1
五日市	2	2	1	2	0	3